

## 仙台家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

令和 5 年 1 1 月 2 2 日（水）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6 階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

猪股佳子、川島喜弘、倉林千枝子、小森田恵樹、武田健久、辻村和人、福與なおみ、藤石伸子、藤田木綿、古田耕一、前田駿太、宮崎謙、森田みさ（50 音順、敬称略）

#### (2) 説明者

桑原裁判官、遠藤主任書記官

#### (3) 事務局等

出羽事務局長、小澤首席家裁調査官、内空閑首席書記官、佐々木総務課課長補佐

### 4 議事

- (1) 「家庭裁判所における後見等手続について（後見人の役割を中心に）」について、「家庭裁判所における後見等事件の概要の説明」と「成年後見制度利用促進基本計画と仙台家庭裁判所の取組み」に分けて、仙台家庭裁判所から説明した。

#### (2) 質疑応答概要

別紙 1 のとおり

#### (3) 意見交換概要

別紙 2 のとおり

### 5 次回期日等

#### (1) 次回期日

## 機密性 2

令和 6 年 6 月 2 6 日（水）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分（予定）

(2) テーマ

未定（おって決定する。）

(別紙 1)

### 質疑応答概要

(以下、□：は委員長、●：は委員、○は説明者等の発言とする。)

□：説明概況や取組み状況について、御質問やお気づきの点をいただきました。

●：中核機関とはどういう機関を示すのか。

○：中核機関は、市の中に作っているところもあれば、社会福祉協議会の中に作っているところもあり多岐に渡っているが、求められる役割としては、第 1 に広報啓発、第 2 に相談機関、第 3 に窓口機関が挙げられる。仙台市だと成年後見総合センターが中核機関として位置づけられている。

●：すべての自治体にあるのか。何法に基づくものか。

○：条例で定められている。宮城県内では仙台市、気仙沼市、石巻市、富谷市、岩沼市、多賀城市、女川町、大河原町にある。

●：弁護士や司法書士に依頼するとどのくらいのコストがかかるのか。

○：裁判所に報酬の申立てがあると裁判官が決定し、被後見人の財産から支払う。親族後見人の場合も報酬申立てがあれば報酬決定することになる。事案に応じて裁判官が決定しており、報酬金額の目安や基準は示していない。

●：裁判所に申し立ててからどのくらいの期間で開始できるのか

○：開始までの期間は、全国統計では 2 か月以内に 70 パーセントは終わっている。仙台本庁は 2 か月以内で 60 パーセント。4 か月以内は 92 パーセント。あらかじめ後見人の候補者がいて、専門職団体に依頼されていれば期間は短くなるが、一方で調査官による調査が必要な場合、申立書に不備がある場合は時間がかかる。

●：難易度はどのくらいのものか。

- ：毎日1件は申立てがあり最高裁作成のDVDを見ていただき申立書を示して説明するのが実情。本人申立ても多いが、労力として戸籍を集めるのが大変だからということで司法書士に依頼する方も多。最近ではパソコンソフトが充実し、最高裁のホームページの書式を利用して作成する方は時間をかけずに的確に作成している。
- ：700万人くらいの認知症の方がいる中で24万人が利用しているとのことだが、利用している方が少ないということはどう受け止めたらいいいのかを知りたい。必要がないということなのか、少ないからこそ広報活動が必要だということなのか。
- ：認知症になっている方全員に後見人が必要だということではない。後見制度は様々な福祉があるうちの一つにすぎない。家族が同居してお金の管理が出来ていてという場合は利用しなくても何とかなっていることもある。後見を申し立てるか否かについては地域差もある。一人暮らしで保佐、補助などサポートがあればもっと普通に健康的な生活ができるのにそれができない人がいる。そういう人をすくい上げる、サポートすることが利用促進だと思う。サポートが必要な人が埋もれているのがよくない。後見制度を広報することにより、選択肢の一つとして頭に置いてもらえるだけでも本人のために違う状況になると考えている。
- ：成年後見の目的として、身上保護、財産管理があるが、財産保全に専門職が重きを置いて依頼者の身上に沿うことが出来ない場合、身上保護と財産管理に別々の後見人を選任することは可能なのか。
- ：別々の後見人をつけることは法的には可能。そもそも身上保護を親族、財産管理を専門職に担わせることも多い。近くに身上保護をするという方がいれば選択肢の一つとなるが、そもそも市区町村長申立ての場合、申立てをする親族がいない場合なので専門職一本でやることが多い。
- ：後見制度は使い勝手が悪い、誰が選ばれるかがわからない、と言われ

## 機密性 2

ているが、後見人と意思疎通が出来なくてもなかなか交代してもらえないことについて検討は進んでいるか。

○：誰を後見人にするかは裁判所が決めるのでケースバイケースであるが、申立人が挙げてきた候補者以外の方がなる可能性があることも申立て時には伝えている。後見人の交代は解任事由があるかないかで判断する。裁判所は後見監督という立場で関わっていく。後見人候補者となる人はどういう人がいいのかというマッチングを行っている中核機関も全国的にはあるが、宮城県はやっていない。中核機関にはそういうことも求められている。

(別紙 2)

意見交換概要

(以下、□：は委員長、●：は委員、○は説明者等の発言とする。)

□：「家庭裁判所における後見等手続について（後見人の役割を中心に）」に関して、次の①から③までの意見交換事項について、それぞれ御質問・御感想・御意見をいただきたい。

<意見交換事項>

①実際に委員が属する組織や地域での経験を踏まえ、成年後見制度に対する理解の実情はどのようなものか

②家庭裁判所が行う成年後見制度の広報活動につき、その在り方や工夫点及び改善点に関して

③福祉・行政機関と司法との役割を踏まえて、考えられる連携の在り方について

①について

□：実際に委員が属する組織や地域での経験を踏まえ、成年後見制度に対する理解の実情はどのようなものかお伺いしたい。

●：このような制度を初めて知った。こういった制度があれば使いたい。核家族が進んでいくなかではいい制度だと思う。親世代ではなく子供世代に知らせないといけない。自分の親を心配する子育て世代に知らせると安心だと思う。

●：知的障害のある患者を診ているが、親御さんには自分たちが死んだら子供たちはどうなるかという心配がある。成年後見制度を医師、メディカルソーシャルワーカーからも一度も口にすることがなく、患者の親御さんからも一度も聞いたことがなく、このような制度があるのに聞いたことがないのはまずいと感じた。

- ：費用の件だが、皆が等しく医療を受けられると言われているものの、仙台市は中学生まで無料で医療を受けられるが、高校生になると費用がかかる。家庭によっては「その治療はちょっと」という家庭もある。申立て費用がどのくらいかかるのかは利用者にとっては真剣な問題ではないかということと、過疎が進んでいる地域ではニーズがある一方で後見人の担い手がいないのではないかという心配がある。
- ：後見制度の名前は知っていたが、関係機関としてパンフレットはこういうのがありますよ、とは言えるが、その先の質問に答えられるかと聞かれると難しいなと思った。
- ：法律相談をやっていると、ひところよりは後見制度の認知度が上がってきていると思っている。問題はその先で、コストで迷っている、手続きがどうなるかがわからない、ということで迷っている方が多い。自分ではできない、弁護士にお願いすると費用がかかるがうちはお金がない、という方もいれば、管理する財産の金額によって後見信託だとか信託銀行の利用の話が出てくると、そのつもりがなかったという方もいる。中身については説明もしづらくわかりづらいのが実情。鍵は中核機関だと思う。広報については、後見制度という名前はわかっているが、実際の制度について浸透させていこうとすると、なかなか一つの機関だけでは難しいのではないか。
- ：仕事で成年後見は普段から扱っているが、コストについての誤解が多い。後見人の報酬は本人の財産の中から支出するので家族が負担することはないのだが、自分の財産と本人の財産をごちゃまぜに考えていることも一因だと思う。将来相続する財産が減ることを懸念する人もいる。報酬をもらえない案件も扱っている。テレビ報道でされている、御本人の周りの方々の苦情は「後見人のやり方が酷い。」とか、「自分たちの思うようにやってくれない。」という意見であり、それが使い勝手が悪

いということになるのかもしれないが、本人のための制度であり、家族のための制度ではないので、誤解がある。誤解があるところを積極的に発信していかないと、お金のことも広報しにくいところがあるが、特にその点に広報が必要だと思っている。

民生委員をやっている方から質問があって、「自分の地区の方で認知症になった人がいたら民生委員が後見人になるんだよ。」と言われたと言っていた。かなり古い情報が残っていて地域での情報がアップデートされていないという問題があるので、隅々まで広報がされることが必要だと思った。各種団体から発信していかなければいけないと思った。

時々報道される後見人の不正の報道については、「どうして防げないのか。」と記者から聞かれることがあるが「裁判所でもわからなかったのしょうね。」と回答している。記者は裁判で明らかにならないと理由が分からずモヤモヤすると言っている。正しい情報を伝えていく必要がある。

## ②について

□：国民に向けた広報活動は、先ほど説明した後見制度利用促進政策の一環として、厚生労働省が主管して行っている。他方で、家庭裁判所は、これまで、福祉行政を担う地方自治体、福祉・行政機関との連携として、地方自治体の職員にとってもなじみの薄い成年後見制度について理解を深めてもらうことを目的に、成年後見制度の手続説明等を行ってきている。視点を変えてみると、家庭裁判所が取り扱う成年後見制度は、潜在的な利用予定者となる方、もしくはその家族の方にとってみれば、高齢者福祉や障害者福祉における多種多様な福祉行政施策のメニューの一つにすぎない。また、成年後見制度は、本来は転ばぬ先の杖のような役割を果たすべきものであるが、実態としては、実生活において何らか

の困難、問題が生じるような段階になって初めて、しかも御自身ではなく周囲の支援者が利用を検討するようになるというのが現実である。このため、家庭裁判所が成年後見制度だけを取り上げて、地域住民向けに広報活動を行っても、受け手側に興味関心が伝わりにくく、成年後見制度の利用者の増加にも必ずしも結びつかないという構造的な難しさがあると感じている。そこで、今回の意見交換では、このような難しさを踏まえて、家庭裁判所が行う成年後見制度の広報活動につき、その在り方や工夫点及び改善点に関して委員の御意見をいただきたい。

●：メディカルソーシャルワーカーに情報提供してもらえると繋げられると思うが、メディカルソーシャルワーカーは知っているはずである。子育て世代は自分の子育て情報は広く出ているが、子育てとセットで自分の親の介護の関係についても情報提供できればいいと思っている。子育て支援センターに情報提供をすればいいのではないか。

●：大学生は制度自体知らない人が多い。名前は聞いたことがあるが何をしているか知らなかったという人も多い。後見制度という名前からも制度自体を想像しにくい。今回のパンフレットは制度利用を考えている人に渡していると聞いているので、それであれば足りているが、全く何も知らない人にとっては表紙からは何の情報も得られない。

□：何の知識もない人がこれを見ても親の支援の考えにはつながらないということか。

●：パンフレットだけでは難しいのではないか。パッと聞いて何のことかわからない。法律用語が並んでいる印象である。「こういったときに使えます。」などの例が含まれていると理解がしやすい。こういったときに使えるんだという理解につながるのではないか。制度が難しいと思うので、市町村の広報誌に特集ページを組んでもらい掲載するなど、これを利用すべき人の御家族に知ってもらうことが必要ではないか。裁判

所からパンフレットを送付していると思うが、対象の方がいる福祉施設に送るのも一つではないか。

- ：議題 1 に戻るが、宮城県は基本計画の策定はなかなか進んでいない。中核機関が直営でやっているところが多い。好事例を横展開して整備が進んでいない市町村には進めて行きたいと思っているところである。市町村の担当職員の制度理解が進んでいないという問題もある。市町村職員からの質問には県で回答しているが、わからない場合は裁判所に聞いている。市町村で制度理解が進むように研修を行っているので引き続き市町村で理解が進むように取り組んでいきたい。
- ：検察庁では後見人の関係は接触する機会はなく、民法の勉強の一環として学ぶことがある程度であるが、被疑者が認知症のために起訴に至らないケースもある。その際は行政と連携して再犯防止に取り組んでいる。被疑者が財産を持っていないケースも多い。素人考えではあるが広報について話すとする、制度について一定程度誤解があるのであれば誤解に関する Q & A を広報するのも有効か。利用者の声を取り上げて（アンケートなど）イメージを持って広報してみるのも一つかと思っている。
- ：自分の仕事上接した事案であるが、未成年後見人がついていて人がいたが、成人した後に後見人はつけないと言っていた。18歳で成人した知的障害のある方が後見人をつけないと、お金がある人は自分でお金を持って出ていく。短い期間でも後見人をつけられるのかなと考えながら聞いていた。広報については、ポスターに QR コードを付けてホームページにすぐに飛んでいくようにするといいのではないか。行政と連携をして家庭健康課や子育て支援をしている課に貼るというのはどうか。

③について

- ：先ほど御説明したとおり、これまで裁判所は、福祉・行政機関との連携を進めてきたところであるが、成年後見制度利用促進計画の第 2 期で

は、なお一層の連携の強化が求められている。福祉・行政機関と司法との役割を踏まえて、考えられる連携の在り方について、御意見を伺いたい。

●：この制度は本人のためのもので、家族のための制度ではない、という言葉が印象的だった。この制度を利用するとしたら、どこかで自分が困らないようにと考えていた。寿命が延びていって80歳、90歳の時に本人が困らないようにという制度であり、中核機関の方々がそういう意識を持つことが大事だと思う。お金がかかる、時間がかかる、勉強しなければならない、というのが法定後見になると問題が出るので、任意後見を知ってもらい、親と話せるときに話しておくことが必要だと思う。本人ベースで考えるということを伝えていければいい制度になるのではないか。

□：家族も楽になりたいというお考えの方がほとんどかと思われる。良かった事例等を紹介して運用する側が理解していけたらと思う。

●：内閣が閣議決定して決めている計画で、今は第2期目である。中核機関は、第1期計画のなかで中核機関となるような機関を設置しましょうという計画で、市町村は整備してくださいねという状態になっている。総合窓口となるような機関が求められている。報酬がどの程度かかるのかわかりにくいという指摘に対し、最高裁は基準を示すことはできないが、統計数値を示すことを検討している。イメージとしては月々の携帯電話の利用料金くらいである。

●：報酬の補足だが、市町村ごとに後見制度の助成制度がある。生活保護を受けている、又は同等の生活水準の方は1万8000円の補助が市町村から出る。1年に1回貰うことになり、就任後1年後に後払いで貰う制度となっている。

□：本日は、それぞれのお立場から、様々な御意見等をいただいた。今後

機密性 2

の家庭裁判所における執務の参考にさせていただきたい。